

### 第 1 3 号議案

足立区情報公開条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 2 年 2 月 2 3 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区情報公開条例の一部を改正する条例

足立区情報公開条例（平成 1 2 年足立区条例第 9 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「次の各号に掲げるものは」を「何人も」に改め、同条各号を削る。

第 7 条第 1 項第 2 号を削り、同項第 3 号を同項第 2 号とし、同項第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とする。

第 1 1 条第 1 項中「3 0 日以内」を「1 4 日以内」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 開示請求に係る区政情報が著しく大量であるため、開示請求のあった日から 6 0 日以内にそのすべてについて第 1 項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、第 1 項及び第 3 項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る区政情報のうち相当の部分につき当該期間内に第 1 項の決定をし、残りの区政情報については相当の期間内に第 1 項の決定をすれば足りる。この場合において、実施機関は、第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

（ 1 ） 本項を適用する旨及びその理由

（ 2 ） 残りの区政情報について第 1 項の決定をする期限

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に開示請求をしたものに対する足立区情報公開条例（以下「条例」という。）第11条第1項の規定による開示等の決定については、改正後の条例第11条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（提案理由）

開示請求権者及び開示等の決定期限を変更する必要があるので、この条例案を提出いたします。